

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称
健全な森林造成と安全安心まちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称
熊 本 県
熊本県球磨郡多良木町

3 地域再生計画の区域
熊本県球磨郡多良木町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は、熊本県の南部に位置し、南北に細長く南部と北部は九州山脈の支脈を形成する森林に覆われている。人口11,871人（平成17年4月1日）、面積165.87平方キロメートルで、面積の約83%を森林が占めている。町の中央部を日本3大急流のひとつである1級河川の球磨川が流れ、球磨盆地を潤す2大灌漑水路（百太郎溝、幸野溝）が鎌倉時代の頃から築造されたことで、水利に恵まれて古くから農林業が盛んな町である。

土地は肥沃で温暖多湿の気候にも恵まれ良質の米のほか、施設園芸、工芸作物、畜産など複合経営が行われているとともに、豊富な森林資源を保有し良質な木材も数多く生産されており、林業は町の基幹産業のひとつとなっている。

しかしながら、近年本町においては、超高齢化(高齢化率30.16%)、過疎化の波が急速に押し寄せると同時に、木材価格の長期的低迷及び経営コストの増加などから深刻な後継者不足に陥り、林業を取り巻く環境はきわめて厳しい状況にある。

このような現状を改善するため、森林施業の効率化をより一層推し進め、林業の持続的発展を図り、森林のもつ多面的な機能を高度発揮させることが必要となっている。

また、超高齢化の進展に伴い救急時における病院等へのスムーズなアクセス改善を図ることも急務で、住民がこの地域で安全安心に生活できる環境づくりが必須の条件となっている。

これらの問題を総合的に解決していくため、除間伐等の森林整備や病院等へのアクセス改善等に必要道路整備を進め、地域住民の生活環境の基盤を充実させるとともに耕作放棄地等の解消や森林造成を促進することで農林業の再生と地域の活性化を図り「健全な森林造成と安全安心まちづくり」を目指す。

【目標1】森林整備の効率化の向上（除間伐等森林整備実施面積の11%増）

【目標2】槻木地区の主要道路（県道）が災害等により遮断された場合の迂回路の増
（1箇所 3箇所）

【目標3】町道、林道整備による救急病院へのアクセス改善（10分以内のエリア拡大5%増）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本町の南部に位置する槻木地区の広大な森林資源（約7,300ヘクタール）の効果的活用と森林整備の促進を図るため、現在槻木地区の南側において基幹的な林道の役割を果たしている「林道槻木南線」の舗装を実施するとともに、この林道の先線の「町道荒水谷皆越線」についても改良舗装を行う。これらの路線は、災害時において槻木地区の主要道路である県道中河間多良木線が被災した場合、重要な迂回路ともなるものである。

また、県の代行事業で開設中の林道槻木北線に接続する「林道湯原線」と「町道永原線」の整備を行い、森林へのスムーズなアクセスを確保し森林施業の効率化を図る。

次に、町の中央平坦部の南側一帯においても豊かな森林資源があり、町道、林道、作業道を利用しながら森林整備が図られているが、久米川内地区では道路整備が遅れており、木材搬出等の大型車両は、他町村への迂回を余儀なくされているため、「町道小田原久米川内線」の改良を実施し、その解消を図る。

加えて、「林道妙見野線」の法面改良と舗装を実施することで、森林施業の効率化と安全性の確保を図るとともに、本路線の終点付近にある妙見野自然の森展望公園を観光として訪れる人にとってもアクセスしやすい道路とする。さらに、「町道日代越1号線」の道路改良を併せて行い、町中心部へのアクセスを改善して地域住民の利便性を向上させる。

これらの道路整備と併せ、民有林整備の地域活動支援や、中心市街地の施設整備等を総合的かつ一体的に進め、「健全な森林造成と安全安心まちづくり計画」の達成をめざす。

なお、町道4路線は、昭和57年3月15日から平成5年3月9日までに路線認定済で林道3路線は、球磨川地域森林計画に搭載されている。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道（多良木町）多良木町
- ・林道（多良木町）多良木町

[事業期間]

- ・町道 平成17年度～21年度
- ・林道 平成17年度～21年度

[整備量及び事業費]

- ・町道9.0km、林道6.5km
- ・総事業費1,200,000千円
 - 町道710,000千円（うち交付金 355,000千円）
 - 林道490,000千円（うち交付金 246,750千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、関連事業を以下のとおり展開する。

森林基幹道槻木北線（県代行事業）を開設し、高性能林業機械の利用を可能とすることで、広

大な森林整備を促進する。

中心市街地の活性化を図るため、町道、公園、広場、地域交流館を総合的に整備することにより、地域住民の生活環境の充実と観光客の増加を狙う。

中山間地域における耕作放棄地の解消を図るため、共同作業や農地の維持管理の強化を推進し、活力ある農業の発展を目指す。

木材産業の長期低迷で民有林整備が進まないため、森林整備の地域活動を支援することで健全な森林造成を促進する。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画年度途中及び終了後において必要な調査を行い、町の諮問機関である振興計画策定審議会等で、達成状況の評価及び改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

今回の計画は、地域再生法の理念に合致した計画として進めることはもとより、併せて地方自治法第2条第4項の規定により本町で定めた基本構想（第四次多良木町総合開発計画）の理念に沿った形で計画を進めるものである。